

〈研究論文〉

宮坂哲文における宗教と教育 —『禅における人間形成』を中心に—

北 島 信 子

〈抄録〉

本稿では、宮坂哲文（1918－1965）が『禅における人間形成』で明らかにした、信仰が基底にある禅林の集団教育の理論と、のちの彼の生活指導論とがどのように関連しているかについて、とりわけ禅林の集団生活における規則・規範であった「永平清規」と師弟関係を中心に検討し、明らかにすることを目的とする。

宮坂は禅林社会を生活共同体としてとらえており、そこにおける集団の役割は信仰を深めていく上で非常に重要な教育形態であった。宮坂のとらえた禅林社会の集団教育について、具体的には以下の2点が明らかになった。1点目は禅林教育における「永平清規」は修行生活の形式としての規則、規範を越えた主体的なものとしてとらえられていたこと、2点目は衆僧の指導者と衆僧の師弟関係は平等な関係であったことである。この2点はともに、深い信仰が基底にあるからこそ成り立つのであり、そこに「坐禅辨道」という行いそのものが仏道に通ずるという道元の教義があるといえる。集団教育の意義は、深い信仰に基づくなかで、他者と連帯し他者から学ぶことを通じて、自己形成をしていくことであった。このようにして、本稿では、宮坂のとらえた禅林における集団教育から、宮坂の生活指導論における「民主的集

団」形成についての手がかりを見出すことができた。

キーワード：宮坂哲文、生活指導、宗教、曹洞禅、永平清規

はじめに

本稿では、教育学者である宮坂哲文（1918－1965）の第一作の著書である『禅における人間形成—教育史的研究—』（1947年、霞ヶ關書房）を中心に検討することによって、宮坂の生活指導論と彼の宗教観との関係を明らかにしていく試論とする。

宮坂哲文は、1950年代から1960年代前半の生活指導理論をリードしてきた。1959年に全国生活指導研究者協議会を結成（翌年、全国生活指導研究協議会に改称。以下、「全生研」とする）し、常任委員会代表、雑誌『生活指導』の編集長として、生活指導運動において中心的な指導者であった。また、宮坂が曹洞禅の出身であったこともよく知られている。

宮坂の研究史については、『宮坂哲文著作集』Ⅰ～Ⅲ（1968年初版、1975年再版）の「解説」によると、禅林研究、ガイダンス及び特別教育活動研究、生活指導研究と3つの時期区分がなされている¹。宮坂の第1作である『禅における人間形成』は、表題に示されているように宗教（禅）教育において、どのように人間が形成されていくのかという課題が探究されている。それ以降の宮坂の主な著書である『ホームルーム研究』（1949年）、『特別教育活動』（1950年）、『生活指導』（1954年）、『生活指導の基礎理論』（1962年）では、「禅」をはじめとした宗教と教育との関係が直接的には論じられていないため、宮坂の研究関心は禅林教育研究からガイダンス・特別教育活動研究、生活指導研究へと変容していったというとらえ方がされてきた²。

宮坂の教育学と禅についての先行研究では、『宮坂哲文著作集』の編者の一人でもあり、宮坂の指導生でもあった竹内常一による『生活指導の理論』

(1969)を挙げることができる。

竹内常一は『宮坂哲文著作集』Ⅰ「解説」において、禅林教育研究からの研究領域の変更理由の詳細については不明であるとしながらも、宮坂は「たぶん禅林における生活教育につらなるものを特別教育活動およびガイダンスのなかに見つけ」、「だから、禅林教育史研究から特別教育活動・ガイダンス研究への移行は、たんなる研究対象の移動であって、両者のあいだに問題意識の断絶があったとは考えられない」と述べ、「この断絶のなさが後年ふたたび禅の人間形成論を生活指導論のなかによみがえらせる結果となる」と指摘し、禅と宮坂の生活指導論の関係について述べている³。

しかしながら、第一作の『禅における人間形成』で明らかにされた曹洞禅の教義や修行実践における集団教育論がのちの生活指導論につながる関係性についての具体的な研究はまだ深められていない。

本稿では、宮坂が『禅における人間形成』で明らかにした、信仰が基底にある禅林の集団教育の理論と、のちの彼の生活指導論とがどのように関連しているかについて、とりわけ禅林の集団生活における規則・規範であった「永平清規」と師弟関係を中心に検討し、明らかにすることを目的とする。

1 宮坂哲文の生活指導論

宮坂の研究過程は、先述したように発刊された主な著書の表題を見ていくと禅林研究から始まり、ガイダンス・特別活動研究を経て、生活指導研究へと変遷していった。しかし、竹内(1975)が述べたように、研究対象が変更したというより、もともとの禅林研究において見出した集団教育の意義が、生活共同体のもつ意味へと深められていったものと思われる。本章では、宮坂の教育学について述べるにあたって、とりわけ宮坂の後年にあたる生活指導論をめぐる教育論争について述べていく。

宮坂は「生活指導の課題」を、大正時代における生活指導の民間教育実践の遺産から今日的な課題として引き継ぐものとして、「生活指導が近代の学

校における個性の再発見の課題をはたしてきたばかりでなく、「個性をそこなうことなく全体として包摂し、さらにそのなかでこそ個性の十全な発展を約束するところの民主的な学習集団の形成を可能にするという課題」であるとしている。そして、同時にこうした課題が「今日の社会の要求する市民的資質に直結する課題であるだけに」、「学校教育的課題であると同時に他方においてとりわけて社会的課題でもあるということができよう」と述べている⁴。

また、そのような課題に対して、必要なことは以下であると述べる。

「自分の力でものごとを自主的に判断できる考える主体としての人格、さらにはつねにひとりの問題をみなの問題におしひろげ、問題を合理的科学的に解決していくために民主的な組織を形成していく能力をもった人間、自分の幸福をつねにみんなの幸福と結びつけて考えていくことのできる人間、集団思考の場をみずからの手で積極的につくり、それをさらに発展させていくことのできる人間、考える集団の支え手になるような社会的能力をもった考える人間、このような人間をいまわれわれの社会は強く求めている」⁵。

このように宮坂は「生活指導の課題」として「民主的な学習集団の形成」を挙げ、その課題を学校教育的課題であると同時に社会的課題ととらえている。そして、「民主的な学習集団」とは、「ひとりひとりの問題をみなの問題におしひろげ」、問題を解決していく「考える集団」である。

宮坂は「生活指導」を「ひとくちについて、生きかたについての指導だといってよい」⁶とした。ここで述べられている「生きかた」とは個人主義的な生き方についての指導ではなく、上述してきたように、「ひとりの問題をみなの問題におしひろげ」、「自分の幸福をつねにみんなの幸福と結びつけて考えて」いくことが「生きかた」の指導であるといえる。宮坂はそうした民主的な「考える集団」の育成を生活指導の課題であるとしたのである。

ところで、戦前における生活指導概念の2つの系譜には、生活綴方と生活訓練があり、この2つは教育史研究において、生活綴方の系譜を「学習法的

生活指導」、生活訓練の系譜を「訓練論的生活指導」と呼び分けられている⁷。「学習法的生活指導」では、教科・教科外の両方にわたる思想、態度、価値観など生き方にかかわる教育として発展し（「機能論」）、「訓練論的生活指導」では、教科外活動の指導において、子どもたちの集団組織化をめざすもの（「領域論」）であった⁸。

戦後の生活指導は、船越（2004）によると、「ガイダンス理論」の導入ののち、戦前の生活指導の伝統を継承した実践が展開されるようになり、無着成恭編『山びこ学校』（1951年）の出版が契機となり、生活綴方が復興した。こうした生活綴方の実践を基礎にして、「生活綴方的教育方法」が主張され、仲間づくりの実践が多く発表されるようになり、宮坂はこのような仲間づくりの実践の過程を「1 学級のなかに、何でもいえる情緒的許容の雰囲気をつくること。2 生活を綴る営みをとおして一人一人の子どもの真実を発現させること。3 ひとりの問題を皆の問題にすることによる仲間意識の確立」と定式化した⁹。

同じく全生研の竹内（1969）は宮坂の「定式化」の生活指導論を集団の組織論にまでは至っていないとし、「学習法的生活指導」であると批判した¹⁰。他の教育団体からの批判として、小川太郎の「生活指導＝領域説」を挙げることができる。竹内（1989）によれば、小川的生活指導のとらえ方は、「日常的な問題にそくして個人と集団の生き方を指導するものであり、教科外をその実践領域とするもの」¹¹であった。したがって、宮坂の「教科を通しての生活指導」（機能論）は「教科の系統性を否定する」として批判した¹²。

このように生活指導論についての論争は、全生研内外においても宮坂と観点が異なっており、教育論争となった。しかしながら、論争において共通していたことは、宮坂の集団教育が教科と教科外を相互関係性においてとらえているということが欠落していた点にある。そして、この相互関係性が具体的に展開される場が共同体的集団である。宮坂においては、両者を媒介する

ものとしての信仰が基底に存在している。宮坂は、生活指導論において、教科と教科外を二項対立的に分断してとらえておらず、また単純に両者を等しいものともしていなかった¹³。教科と教科外の固有性や差異を認めつつ、両者は平等で相互関係性があるものにとらえていた。こうした宮坂の思想には、二項対立を克服する曹洞禅における宗教的集団教育論があると考えられ、彼の生活指導論の理論的枠組である「民主的な学習集団の形成」を禅林教育研究の視点で捉えなおすことによって、今日的な生活指導の課題につながると考えられる。

2 『禅における人間形成』についての検討

2-1 目的と構成

宮坂は『禅における人間形成』の「序」において同書の目的について、当初の研究関心は「鎌倉時代以後において佛教徒乃至は佛教教團が一般社会に對してなした社会教育的活動について」であったが、「この問題の正しい解決のためには結局修行者としての僧侶自身の自己形成過程、更には教團内部における僧侶教育の基本方式といった問題に遡及せざるを得なかつた」とし、「禅の修行者たちの生活集團としての禅林社会を選び、これを対象として僧侶教育に関するさまざまな問題に入ることになつた」と述べている¹⁴。

そして、のちに宮坂が展開していく生活指導論との関連での検討にあたって重要な点は、「如何なる対象に立ち向ふにしても、その際においてわれわれのうちに構へられる一定の教育解釋が結局はその問題の取扱ひ方自體を規定することになるであらう」とし、「もしも教育を主體と客體との間における個人的相互交渉の問題に限定する教育解釋の立場をとるならば、禅林における教育問題の領域は著しく限局されることになる」と指摘していることである¹⁵。また、「人間の眞實なる知識や叡智の形式が文字文章の學習を通じてのみなされるといふやうな立場からは、人間形成の全過程は到底取扱はれ得ないであらう」とし、禅林の教育問題を限局することなく、「われわれ

は最も廣い視野において教育の全過程を捉へなければならない」と述べている¹⁶。

このような観点に立った「生活集団としての禅林社会、僧侶教育」の研究目的の出発点は、「人間は如何にして教養せられるかといふ教育學におけるわれわれの最初の間」であるとしている¹⁷。こうして宮坂は、「人間は如何にして教養せられるか」という普遍的な教育学の問いを「生活集団としての禅林社会、僧侶教育」の諸様相と教育的機能等から明らかにしようとしたのである。『禅における人間形成』の構成は序章を除き、六章で構成されている¹⁸。

本稿においては、宮坂の生活指導論との関連で考察していくため、禅林社会を一つの集団教育としてとらえて論を展開している第一章「永平清規の成立とその教育史的意義」と第二章「禅林における生活教育の研究」を中心に取り上げて検討していく。

2-2 道元の教義と「永平清規」

曹洞禅の宗祖である道元（1200-1253）の『正法眼蔵』における「現成公案」では、「解脱」が重要なテーマとなっている。「解脱」とは、「すべての執着を離れ、解脱しようとする意図さえも捨てて、ただ、ひたすらに坐禅修行すること」¹⁹である。また曹洞禅の教義は「坐禅辨道」でも知られている。「辨道」は「修行」とも呼ばれる。

宮坂が第一章で中心的に検討している「永平清規」とは、道元が撰述した六編の禅林の修行者の生活における規則である²⁰。宮坂は仏道における「修行」と「教義」の関係について、「永平清規」の検討にあたって以下のように述べている。

「この辨道なる修行概念こそは、永平清規の根底に一貫されてゐる基調なのであつて、道元は入宋してからはじめてこの問題を大きな課題として課せら

れたのである。このことはひとり道元にとつてのみでなく鎌倉時代における日本佛教の新しい轉換の上からみても至重の意義を擔ふ事柄であつて、前代の教義的な佛教に不満を抱き、眞宗の佛法を追求してゐた修道者に對して、こゝに極めて實踐的な形態を持つ佛道修行の世界が開かれたのである。さうしてこの「辨道」を修行の眼目となして、諸方の禪林を尋ね、道元が贏ち得た道理は、辨道が實は禪林の生活規範への隨順に外ならないといふことであつた。さうしてその生活規範なるものは單なる外形的權威的なものとしてではなく、古佛の行履として受取られてゐるものであつて、更にその前提としては佛法への深い信仰に基くものでなければならぬとされてゐるものであつた。そしてこの所謂佛法の大海への深き信入といふことが、同時に自らの先縦たる數多くの修行者の具體的な修行の仕方への隨順を約束するものなのであつて、佛法とは佛陀の教へる眞理であると同時に佛陀の道の具現化のための「方法」の意味をも有してゐるものであつた」（傍点宮坂）²¹。

このように、宮坂は道元の教義を鎌倉時代における日本仏教の轉換とし、「前代の教義的な佛教」ではなく、「眞宗の佛法」を追求するにあたって、「坐禪辨道」が「極めて實踐的な形態を持つ佛道修行の世界が開かれ」たとする。そして、「辨道」を「修行の眼目」となして、禪林を尋ね、道元が克ち得た道理は「辨道」が實は「禪林の生活への隨順」であるということである。また、その「生活規範」は單なる外形的權威的なものとしてではなく、「古仏の行履」として受け取られるものであり、さらにその前提として、仏法への深い信仰に基づくものでなければならぬとされていることであつた。このように道元は、仏法とは仏陀の教へる眞理であると同時に佛陀の道の具現化のための「方法」（＝「坐禪辨道」）の意味をも有しているということである。つまり、仏法を深めることとは、深い信仰に基づいた実践（「修行」）と相互關係性をもつものであるといえる。

道元禪師の教育について、吉田（2016）は「坐禪は『安樂の法門』『菩

提の修証』であるといい、さらに『思慮分別の能く解す』（知解）ではなく『神通修証の能く知る』（実践）にあると表明する²²。

「坐禅辨道」で知られる道元の教義であるが、そこにおいて特徴的なことは、仏道とは教義の「知解」ではなく、「実践」にある点であるといえる。そして、その「実践」として「坐禅」があるのであるが、「衆僧」はそうした「実践（「修行」）」を一人で行うのではなく、寝食をともにし、集団で行っていることも特徴として挙げることができる。

道元は入宋し、「坐禅」の実践において信仰を深めていくのであるが、そこでは集団生活での教育によって行われていたことに感銘を受ける。そうした禅僧の集団生活の規則であった「禅苑清規」と「百丈清規」に学び、帰朝後、道元は「永平清規」を著した。「永平清規」は道元が個々に撰述した六編（「典座教訓」・「弁道法」・「赴粥飯法」・「衆寮箴規」「対大己六夏闍梨法」「知事清規」）の総称である²³。以下にそれぞれの概略を示す。

第一の「典座教訓」における「『典座』とは衆僧の食事一切を管掌する料理長を指す」²⁴。ここでは、典座職の心得を細かに説示しており、「多くの僧たちの食事を司るので、昔から『道心の師僧・発心の高士』であること、それは『一色の弁道』（一途に全身心をあげ精進する修行）であることを指摘している。料理の『行』が他の修行と変わらず重要なことを示している。それを『食において等ならば、諸法もまた等なり』と述べ、食と諸法との平等性を示す」とされている²⁵。

第二に「弁道法」は、「道業（修行）を成弁（成就）する作法、また『時所を超越し修行に励み勤める』ことであり、道心堅固な修行者の心意気を促す」²⁶ことである。

第三の「赴粥飯法」は「典座教訓」と直接関連しており、「『粥飯に赴く法・僧堂内の食事作法』を教示する」²⁷ものである。

第四の「衆寮箴規」における「衆寮」とは、「僧堂の坐禅に対し、衆寮の

「看経」（学習）を修す施設であり、衆僧の和合和睦（和敬随順）、『公界の道場』であることを認識し、寮内の進退作法を心得て対処すること」が示されたものである²⁸。

第五の「対大己法（対大己六夏闍梨法）」とは、「大先輩（師僧・高德僧）に対する尊崇の念を込めた礼儀作法を示したもの」²⁹である。

第六の「知事清規」における「知事」とは、「禅林生活の管理を担う重要な役職者」であり、「その役職者に関する懇切な説示」である³⁰。

本節では六編の「永平清規」において、とりわけ宮坂が道元の教義と集団教育との関連で述べている、「典座教訓」、「赴粥飯法」、「弁道法」について検討したい。

宮坂は「典座教訓」について以下のように述べている。

「禅林における役僧の上層部たる六知事の一人としての典座に對してその役職勤務上の心得を教訓したもので、（中略）これらの仕事が辨道修行にほかならないことを高調してゐる。共同生活の分職としての幹部の仕事に對してかうした意義を持たせてゐることは禅林を一箇の宗教的生活共同体として考察することに我々を導くのであつて、さうした意味においてこの典座教訓は禅林の共同生活の規矩としての永平清規の精神を最も端的に表現してゐるものといふことができる」³¹。

このように「典座」の仕事、「辨道修行にほかならないこと」とし、禅林を一つの「宗教的生活共同体」としてとらえ、そこでの共同生活の規則、規範としての「典座教訓」が重要な位置づけであると考えられている。また、「典座教訓」に関連する「赴粥飯法」では、「食と法との一如なる宗を學示して」おり、「法の前に平等であることが食の平等に導くことを示してゐる」と述べ、ここにおいても教義と修行生活の相互関係性を示している³²。「辨道法」については、「こゝにおいては共同体への随順といふことが最高の指標であつて、凡ての言動はこれに向けて整へられてゐる

のである」³³と述べており、共同体への随順を最高の指標であるとするのは、共に集団で修行するという実践そのものが信仰を深めることであると考えられる。

宮坂はこうした曹洞禅の教義の具体的な現れとしての「永平清規」の特質を「それがたゞに禁止条例に止まらず積極的に如何なる形式を通じてこの共同体に参加するかを明らかに指示している点」にあり、とりわけ「典座教訓」においては、「規則としての清規の範囲を既に超出して」おり、「そこには道元自身の辨道の對する烈々たる抱負が語られてゐる」（傍点宮坂）と指摘する³⁴。

以上から、宮坂は「永平清規」が「辨道」を教義とする曹洞禅の宗教的・社会共同生活において、形式的規範を超越した生活規範、規則となっていることを明示した。ここにおいて重要なことは、実践の宗教としてとらえられる曹洞禅の教義において、「辨道」とは教義の体得と相互関係性にあるもので、またその実践においては、一人で深めていくものではなく、宗教的・社会共同社会という集団教育において実践されるということであると考えられる。「永平清規」は実践上の規則、規範であるが、そこでの規則とは、「拠って立つべき精神的根拠」すなわち、教義への深い信仰が基底にあるによって、実践と相互関係性をもって、仏道を深めていくことにつながるといえる。

2-3 禅林生活における集団教育の意義

前節で検討した「永平清規」において、宮坂は集団教育の意義を見出しており、禅林の教育形態を一つの生活共同体としてとらえる立場をとり、以下のように述べる。

「禅林において佛家とか家風とか家訓とかいつた用語が非常に屢々使用せられ、しかもそれが禅林修行上に大きな意義を持つてゐるといふことである。そこにはこの宗教團體たる禅林社會を家として捉へ、師弟がその寢食を

共にする生活共同体として見ようとする考へ方が支配してゐる。しかもこの家なるものが血縁的共同体でなくして、絶対の眞理を求めて平等な立場で集ふ學道者の自治的社會結合である點で、つまり血縁結合でなくて隣人的共同結合たる點できはめて注目すべきものであらう」³⁵。

このように禪林生活における共同体とは、「血縁的共同体」ではなく「絶対の眞理を求めて平等な立場で集う學道者の自治的社會結合」である。集団について論じる際に重要な点は、「學道者」には衆僧だけでなく、その指導者たちも含まれるということである。このことは、つまり指導者たちも衆僧とともに修行する、平等な「學道者」の集団であるといえる。指導者たちは一般の衆僧たちと平等な関係でありつつも、指導者としての役割を担っていた。本節では、禪林における集団教育の意義を、のちの宮坂の生活指導論における集団のとらえ方につながる、指導者と衆僧の関係について検討していく。

先に、指導者の「職位」として「知事」があったことを述べたが、「知事」の他に「住持」という「職位」もあった。「住持」とは「住持職」のことで、「仏の教え（仏法）を伝え、世に広めることで、仏法を護持する」職である³⁶。つまり、衆僧たちを導く立場である。宮坂は「住持」の役割について以下のように述べている。

「いふまでもなく禪林は住持が主宰する。住持は指導者として修行者たちを鞭撻薰陶する。しかも住持人も又同じく一介の修行者である。同じ修行者であり乍ら、住持人は師の位置に、衆僧は弟の位置にある。従つて修行者としての住持は、身心に修行を威儀せしめた一個の修行者であり、『身を以つて』得る行持に常に没入する。彼は衆僧と坐禪を共にし、作務を共にする。文字通り寢食を共にするのである。修行者全員に依る乳水和合の修行生活による全體としての佛法の世界の顕現が常に新たに修行者達の身を以つてなすべき課題であるからには、これは當然の要請である」³⁷。

ここにおいて、「住持」は指導者でありながら、同じく一介の修行者でも

あると述べられている。住持は衆僧とともに「身を以って」得る行持をなすことが述べられている³⁸。

このことはつまり、信仰を探究する師弟関係における平等性について述べているといえる。

また、宮坂は禅林における「団体修行の教育機能」として、「衆に随ふて行せば道を得べきなり、たとへば船に乗りて行くには、我は漕ぎゆくやうをも知らざれども、よき船師に任せてゆけば知たるも知らざるも彼の岸に至るが如し」（『正法眼蔵随聞記第六』）等を引用し、以下のように述べている³⁹。

「師に順じ、衆に順じて行くことが、深き修行の境地に至る捷徑であるとされてゐる。この衆に随ふことが單なる盲従に非ざるべきことはいふまでもなく、かくの如き行きかたが古先の行跡であり、佛在世より行じ來れる儀式なりと考へられてゐたのであつて、衆への随順は禅林修行の傳統を背景としてをり、またそこに教育的意義も含まれてゐることについて、禪林の指導者達がそれを辨へてゐたことを知るのである」⁴⁰。

このように宮坂は禅林生活において、集団での修行の意義を見出しており、そして衆に従うことが單なる盲従ではなく、深い信仰が基底になっているということを「随順」であるとしている。ここでの「衆」は師弟の区別はなく、そうした信仰をもった平等な集団が互いに他者から学び合い修行を行うことで、より深い信仰につながっていくといえる。

3 宮坂における禅林教育と生活指導論の共通点

宮坂が禅林における集団教育を特殊な教育形態としてとらえておらず、広く教育学での課題にもなりうるととらえていた。そして宮坂は禅林の集団には師弟関係がありつつも、「僧侶の共同社会としての僧伽は至高の眞理への探求の下における人間平等觀に立脚した自治的集團」であると述べており、信仰をめざす僧として、指導者も衆僧とともに修行し、平等であることを指

摘した⁴¹。

宮坂における禅林教育研究の生活指導論への反映を検討するにあたって、宮坂が禅林の集団教育について本書第二章内に「生活統制」という節を設け、論を展開している点に着目したい。生活指導論における「生活統制」とは、戦前生活指導の系譜である北方教育における思想である「生活台」がベースになっており、子どもたち自身の力で自治的な生活を送ることである⁴²。宮坂が禅林教育研究において、生活指導の用語を使っていることはのちの宮坂の生活指導研究への重要な手がかりになると考えられる。

宮坂は、「統制」について以下のように述べる。

「既に佛教の僧伽は和合衆と意譯されてゐるのであるが、この和合なることはいふまでもなく統制のよくとれた形態を現實には指してゐるのであつて、この統制がいかにして行はれてゐるかといふ點が、禪林においてもその和合的共同體の機能の程度を決定するところとなつてゐるのである。こゝでは決して統制主義の如きものが考へられてゐるのではないのであつて、宗教的社會關係においては、權威の命令は決して強制としてではなく、當事者はこれに随順して受入れるのである。統制なることは共同體の維持向上のために必然的に生じて來ることであつて、その意味において、統制とは一つの教育であることは容易に得ることがらである」⁴³。

ここで述べられている「統制」とは「統制主義」や、權威の命令の強制ではなく、信仰における共同體の維持向上のためのものである。共同體そのものを随順して受け入れるということであり、すなわち随順とは盲従ではなく、自治的な集団としての行いであるといえる。このような視点から、宮坂が戦前生活指導の系譜から出された用語である「生活統制」と同義で禅林の集団教育を検討していたと考えられる。宮坂は、こうした共同體としての集団における平等性および個人の自治を、のちの宮坂の生活指導論における「民主的な集団」、「考える集団」として展開していったのではないかと思われる。

まとめ

本稿では、宮坂が『禅における人間形成』で明らかにした、信仰が基底にある集団教育の理論とのちの彼の生活指導論がどのように関連しているかについて、とりわけ集団生活における規則・規範であった「永平清規」と師弟関係を中心に検討してきた。

宮坂は禅林社会を生活共同体としてとらえており、そこにおける集団の役割は信仰を深めていく上で非常に重要な教育形態であったことが明らかになった。

禅林社会の集団教育において、具体的には以下の2点が明らかになった。1点目は禅林教育において「永平清規」は修行の形式としての規則、規範を越えた主体的なものとしてとらえられていたこと、2点目は指導者と衆僧の師弟関係は平等な関係であったことである。この2点はともに、深い信仰が基底にあるからこそ成り立つのであり、そこに「坐禅辨道」という行いそのものが仏道に通ずるという道元の教義があるといえる。集団教育の意義は、深い信仰に基づくなかで、他者と連帯し他者から学ぶことを通じて、自己形成をしていくことであった。

禅林の集団には師弟関係がありつつも、深い信仰に基づいた「自治的集団」であり、信仰をめざす僧として、指導者も衆僧とともに修行し、平等であることが求められた。衆僧たちには師への随順が求められたが、その随順は権威への盲従ではなく、深い信仰が基底にあることが前提とされていた。このように考えると、師弟にはそれぞれ固有の役割がありつつも、修行そのものが仏道への随順という意味では平等な集団であった。

このことはすなわち、固有性や差異を認め、互いから学び合う相互関係性があり、それを現実化させる場が共同体の集団であると考えることができる。こうした宮坂の曹洞禅の教義および「永平清規」の理解がのちの生活指導論への反映を考察する際に、重要な視点であるといえる。宮坂は生活指導

論において、教科と教科外の固有性や差異を認めつつ、両者は平等で相互関係性があるものとしていた。宮坂の生活指導論の理論的枠組である「民主的な学習集団の形成」を禅林教育研究の視点で捉えなおすことによって、今日的な生活指導の課題につながると考えられる。

本稿では、禅林の共同体としての集団教育において形式的な規則・規範を越える「永平清規」の意義、指導者も含んだ集団における平等性、深い信仰に基づいた「自治的集団」から、生活指導論における「民主的集団」についての手がかりを見出すことができた。今後は、宮坂の生活指導論における「民主的集団」の組織論として詳細に検討していきたい。

- ¹ 『宮坂哲文著作集』Ⅰ～Ⅲ、明治図書、1975年再版（初版は1968年）。「解説」は、Ⅰは竹内常一、Ⅱは城丸章夫、Ⅲは春田正治が担当している。なお、著作集には禅林研究に関わる論文は『禅における人間形成』の再刊予定があったため（1970年再刊）収録されていない。
- ² 『宮坂哲文著作集』Ⅲの「解説」を担当した春田正治は、海後宗臣の回想を引用してこの経緯について述べている。「『自分はこの書物（引用者注—『禅における人間形成』）で従来研究してきたことに一段落つけて、新しい研究分野を開きたい』ということを決らしていたとのことである」（『宮坂哲文著作集Ⅲ』「解説」320頁）。
- ³ 竹内常一「解説」『宮坂哲文著作集Ⅰ』明治図書、1975年、291頁。
- ⁴ 宮坂哲文『宮坂哲文著作集Ⅰ』明治図書、1975年、109頁。初出は、「生活指導の課題」全国生活指導研究者協議会編『生活指導の基本問題』明治図書、1959年9月。
- ⁵ 宮坂哲文、前掲書、109頁。
- ⁶ 前掲書、110頁。
- ⁷ 山本敏郎・藤井啓之・高橋英児・福田敦志『新しい時代の生活指導』有斐閣、2014年、29—30頁。
- ⁸ 山本敏郎・藤井啓之・高橋英児・福田敦志、前掲書、29—30頁。
- ⁹ 船越勝「生活指導」日本教育方法学会編『現代教育方法事典』図書文化社、2004

年、413頁。

- ¹⁰ 竹内常一『生活指導の理論』明治図書、1969年。
- ¹¹ 竹内常一「教師のための授業入門—教科を通しての生活指導再考—」全国生活指導研究協議会編『生活指導』No.393、1989年1月、12頁。なお、竹内は本論文において、自身がかつて「学習法的生活指導」として批判した宮坂の生活指導論を再評価している。
- ¹² 竹内常一、前掲論文、13頁。
- ¹³ 宮坂哲文、前掲書、142—143頁。初出は『学級づくりと生活指導』（春田正治、寒川道夫共編『生活指導問題講座』第一巻、明治図書、1958年）。
- ¹⁴ 宮坂哲文『禪における人間形成—教育史的研究—』霞ヶ關書房、1947年、1—2頁。
- ¹⁵ 宮坂哲文、前掲書、2頁。
- ¹⁶ 前掲書、2頁。
- ¹⁷ 前掲書、2頁。
- ¹⁸ 6章構成は以下の通りである。「序章」「第一 永平清規の成立とその教育史的意義」「第二 禪林における生活教育の研究」「第三 禪林における童児の生活とその教育—寺院教育史の一問題—」「第四 禪林教育史における学と行との関係—特に經典学習の側面より—」「第五 茶道的教養の性格—比較教育学的考察—」「第六 禪とプロテスタンティズム—日本教育史の一問題—」（宮坂哲文、前掲書、6—9頁）
- ¹⁹ 禅文化学院編『現代訳 正法眼蔵』誠信書房、2002年、218頁。
- ²⁰ 「清規」について、吉田（2016）は以下のように述べている。「中国では『戒律』と密接に関連し叢林生活を充実する教材として、『清規』が多数撰述された。『清規』とは、『清衆である修行者の規範・規矩の意』であり、中国仏教の実情に沿って醸成されたもので、修行者の生活や寺院の年分・日分における作務（労働＝修行）をはじめ諸種の法要など、それらに付随する細かな規則を制定したものである。その後、日本において成立した『清規』類も、同じく禅宗教団の機構をはじめ『修行』や『教育』を探究する上で重要なテキスト・カリキュラム・資料であると思われる」（傍点吉田）（吉田道興「禅仏教の教育—道元禅師の教育を中心に—」日本仏教教育学会編『仏教的世界の教育論理 仏教と教育の接点』法蔵館、2016年、243—244頁）。
- ²¹ 宮坂哲文、前掲書、17—18頁。

- ²² 吉田道興、前掲書、253頁。
- ²³ 前掲書、254—255頁。現行の「永平清規」の順序で示されている。宮坂においても、同様の手順をとっている（宮坂哲文、前掲書、25頁）。
- ²⁴ 前掲書、255頁。
- ²⁵ 前掲書、255頁。
- ²⁶ 前掲書、261頁。
- ²⁷ 前掲書、256頁。
- ²⁸ 前掲書、263—264頁。
- ²⁹ 前掲書、260頁。
- ³⁰ 前掲書、262頁。六知事として、都寺・監寺・副寺・維那・典座・直歳がある。
- ³¹ 宮坂哲文、前掲書、26頁。
- ³² 前掲書、28頁。
- ³³ 前掲書、27頁。
- ³⁴ 前掲書、34頁。
- ³⁵ 前掲書、38頁。
- ³⁶ 曹洞宗 公式サイト・曹洞禅ネット <https://www.sotozen-net.or.jp/sotofaq/faq1-4>
最終閲覧日2020年8月29日
- ³⁷ 宮坂哲文、前掲書、48—49頁。
- ³⁸ 「行持」とは、「恒例ないし臨時の法要儀式や作法、また広い意味の修行や威儀を指」すものである。（吉田道興 愛知学院大学禅研究所ホームページ 「曹洞禅の宗風」「禅のこぼれ話 平成11年度」 <https://zenken.agu.ac.jp/zen/story/h11.html> 最終閲覧日2020年8月29日）
- ³⁹ 宮坂哲文、前掲書、70頁。
- ⁴⁰ 前掲書、71頁。
- ⁴¹ 前掲書、75頁。
- ⁴² 山本敏郎・藤井啓之・高橋英児・福田敦志、前掲書、39—40頁。
- ⁴³ 宮坂哲文、前掲書、57頁。

参考文献

- 川地亜弥子（2002）「宮坂哲文の生活指導論に関する一考察－生活綴方の位置づけを中心に－」京都大学大学院教育学研究科・教育方法学講座編『教育方法の探究』第5号、57-65頁。
- 北島信子（2020）「野村芳兵衛の生活指導論における宗教と科学－協働自治による『生活訓練』を中心に－」『教育方法学研究』第45巻・2019年度（2020年3月）97－107頁。
- 竹内常一（1969）『生活指導の理論』明治図書。
- 根津朋実（2013）「宮坂哲文の父と禅：宮坂喆宗小論」『筑波学院大学紀要』第8集、113－122頁。
- 根津朋実（2014）「宮坂哲文『禅における人間形成』（1947）前史」日本教育学会『教育学研究』第81巻第1号、2014年3月、26－36頁。
- 根津朋実（2015）「宮坂哲文の父と禅 補遺」『筑波学院大学紀要』第10集、2015年3月、133－136頁。
- 根津朋実（2015）「宮坂喆宗、哲文における「行」－戦中期の公刊物を手がかりに－」『筑波大学教育学系論集』39、2015年3月、15－28頁。
- 船越勝（2017）「学習集団における『自治』の再検討－戦後の授業実践史における争点を中心に－」『和歌山大学教職大学院紀要 学校教育実践研究』第1巻、71-78頁。
- 宮坂哲文（1962）『生活指導の基礎理論』誠信書房。

※ 「『同朋福祉』に関する内規」により「研究論文」として査読済み

（本学教授：幼児教育原理）